

平成30年度 第1回豊山町都市計画審議会議事録

- 1 開催日時 平成30年12月4日（火）午前10時00分～午前11時30分
- 2 開催場所 豊山町役場 2階 会議室1
- 3 出席者 青山克己委員、小坂芳則委員、柴田恵子委員、高桑峯夫委員、坪井玲子委員（以上学識経験者）、水野 晃委員、岩村みゆき委員、岡島政信委員、栗田昌子委員（以上町会議員）、宇佐見比呂志委員（尾張県民事務所長）、渡辺勇人委員（代理出席：竹内美智夫交通課規制係長）
（豊山町）服部町長、佐藤産業建設部長、森産業建設部参事、高桑地域振興課長、井戸建設課長、加藤下水道係長、菊地地域振興係長、古田主事
- 4 議 案 諮問第1号 名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る意見について
諮問第2号 名古屋都市計画区域区分の変更に係る意見について
議案第1号 名古屋都市計画用途地域の変更について
議案第2号 名古屋都市計画地区計画の変更について
議案第3号 名古屋都市計画下水道の変更について
- 5 報告事項 （1）豊山町都市計画マスタープランの策定について
- 6 その他
- 7 会議資料 （1）平成30年度第1回豊山町都市計画審議会議案
（2）平成30年度第1回豊山町都市計画審議会議案別冊
（3）平成30年度第1回豊山町都市計画審議会次第
（4）都市計画決定（愛知県決定）手続き（資料No.1）
（5）名古屋都市計画用途地域の変更新旧対照表（資料No.2）
（6）名古屋都市計画地区計画の変更新旧対照表（資料No.3）
（7）名古屋都市計画下水道の変更新旧対照表（資料No.4）
（8）豊山町都市計画審議会委員名簿（参考資料No.1）
（9）豊山町都市計画審議会経過及び審議概要（参考資料No.2）
（10）都市計画マスタープランの改訂について（参考資料No.3）
（11）下水道事業（参考資料No.4）
- 8 趣 旨 現在、町が地区計画を定めている「名古屋空港周辺小道地区」の市街化区域への編入、用途地域の決定、名古屋空港周辺小道地区計画の変更を予定していることを報告するために開催したもの。
また、その他事項として、下水道事業の進捗状況と今後の見通しについて説明を行った。

9 議事内容

(開 会)

司会 (菊地)： お待たせいたしました。ただ今より、平成30年度第1回豊山町都市計画審議会を開催いたします。

本日、司会を務めさせていただきます、地域振興課の菊地と申します。よろしくお願いたします。

会議に先立ちまして会議録の取り扱いについて、ご説明いたします。

「議事録の作成に関する指針」の取り扱いにつきましては、当審議会では次のように決定されておりますので、確認の意味も含めまして、ご報告させていただきます。

議事録の作成は「要点筆記」、発言者は不都合なことがあれば非公開としますが、原則「公開」として確認させていただいております。

司 会： はじめに、会長よりご挨拶をいただきます。

(会長あいさつ)

会 長： 本日は、当審議会にご出席頂きましてありがとうございます。

日頃より皆様には、豊山町の都市計画行政につきましてご協力を頂き、また、当審議会の運営につきましても何かとご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

本日の議題でございますが、「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る意見について」をはじめ5案件となっております。

報告事項として、「豊山町都市計画マスタープランの改訂について」1件報告がございます。

また、現在進められております都市計画事業の現況についての報告がありますのでよろしくお願い申し上げます。

司 会： ありがとうございます。続きまして、町長より一言ご挨拶申し上げます。

(町長あいさつ)

町 長： 本日は、皆様大変お忙しいところ当審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

日頃より皆様には、本町の都市計画行政につきまして格別のご支援ご協力を賜わりまして、厚くお礼申し上げます。

さて、本日の議題といたしましては、愛知県決定の都市計画変更に係る意見照会2件の諮問と、町決定の都市計画変更3件を付議させていただいております。

また、報告事項としまして、豊山町都市計画マスタープランの改訂について、ご報告申し上げます。

また、最後にご案内です。年明けの1月13日(日)に、西春日井二市一町合同消防出初式が開催されます。今回は、初めて、名古屋空港内で開催します。多数の方々にお越しいただきたいと考えております。なお、式典会場への入場には事前応募が必要となりますので、皆様どうぞよろしくお願い申し上げます。

司 会： ありがとうございます。

本日、西枇杷島警察署長の渡辺勇人委員の代理として 竹内美智夫交通課規制係長様に出席いただいております。以上ご報告をさせていただきます。

(資料の確認)

司 会： それでは、会議に入ります前に、配布資料の確認をさせていただきます。まず先にお配りしております議案書として「平成30年度第1回豊山町都市計画審議会議案」と「同議案別冊」、また本日、お手元にお配りしております「平成30年度第1回豊山町都市計画審議会次第」、そして資料No.1「都市計画決定（愛知県決定）手続き」、資料No.2「名古屋都市計画用途地域の変更新旧対照表」、資料No.3「名古屋都市計画地区計画の変更新旧対照表」、資料No.4「名古屋都市計画下水道の変更新旧対照表」、先ほどご覧いただいた参考資料No.1「豊山町都市計画審議会委員名簿」と、「豊山町都市計画審議会条例及び施行規則」、参考資料No.2「豊山町都市計画審議会経過及び審議概要」、参考資料No.3「都市計画マスタープランの改訂について」、参考資料No.4「下水道事業」、以上11種類が本日の資料となります。

また、本日の討議資料ではございませんが、今後の審議会の資料としてご活用いただくよう、現在の町都市計画総括図のA3版カラーコピーを用意しております。

資料に不足がありましたら事務局から配布いたしますので、挙手をお願いいたします。

(定数の確認)

司 会： では、ここで会議の成立要件を確認させていただきます。本日の会議は、審議会委員の2分の1以上の委員の皆様方に出席いただいておりますので、豊山町都市計画審議会条例第6条第1項の規定により会議は成立しています。

司 会： 当審議会の議長は会長に務めていただくことになっております。以後の議事進行につきまして、よろしくをお願いいたします。

会 長： では、これより私が、議長を務めさせていただきます。本日の議事が円滑に進行しますよう皆様方のご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

審議に入る前に「豊山町都市計画審議会経過及び審議概要」について、事務局より説明をお願いします。

(参考資料 No. 2： 審議経過と審議概要について説明)

事務局（高桑）： 豊山町都市計画審議会経過及び審議概要についてご説明申し上げます。

参考資料No.2の「豊山町都市計画審議会経過及び審議概要」をご覧ください。

豊山町都市計画審議会は、昭和48年に豊山町都市計画審議会条例を制定し、同年に第1回目の都市計画審議会を開催しましてから、これまでに51回開催しています。

これまで、ご審議していただきました内容は、区域区分の見直し、（これは市街化区域と市街化調整区域の見直し）を始め、用途地域の変更、都市計画道路、都市計画公園、都市計画下水道、地区計画等であります。

また、その他では、都市計画に係わる事業及び都市計画関連事業についてご報告を

させていただきます。

以上、簡単ですが、参考資料No.2の「豊山町都市計画審議会経過及び審議概要」の説明とさせていただきます。

会長：説明が終わりましたが、何かご質問はありますか。

(質疑なし)

会長：それでは、審議に入ります。

諮問第1号「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る意見について」、諮問第2号「名古屋都市計画区域区分の変更に係る意見について」は、愛知県からの意見照会案件であり、関連もございましたので一括提案とさせていただきます。事務局より説明をお願いします。

事務局（高桑）：諮問第1号「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る意見について」ご説明申し上げます。

はじめに、資料No.1をご覧ください。これからご説明申し上げます諮問第1号「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る意見について」並びに、諮問第2号「名古屋都市計画区域区分の変更に係る意見について」は、愛知県決定の都市計画手続きとして、これまでに、愛知県が都市計画の原案を作成し、この4月に都市計画法第16条の基づく「都市計画の原案の閲覧、公述申立書の受付」を行いました。ここで公述希望者がございませんでしたので、都市計画の原案の公聴会は開催されませんでした。その後、都市計画の原案から案として11月13日から27日まで都市計画法第17条に基づく「都市計画の案の縦覧及び意見書の受付」を行いました。そして今回、赤枠で着色しています市町村意見聴取としまして、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画の決定権者である愛知県より本町の意見を求められておりますので、ご審議をお願いするものですのでよろしくお願いします。

それでは、ご説明いたします。

議案書とは別冊として計画書とその概要版を事前に配布しております。説明につきましては概要版により行いますので、別冊の後ろの方に綴っております概要版をご覧ください。

はじめに、名古屋都市計画区域について、ご説明します。赤く塗りました区域で、名古屋市、瀬戸市、津島市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大治町、蟹江町、飛島村の12市4町1村で構成されております。

1 基本的事項 として、位置付けや目標年次などが記載されております。都市計画区域マスタープランは、都市計画法第6条の2の規定に基づくものであり、目標年次を平成42年として、概ね20年後の都市の姿を展望したうえで都市計画の基本的方向を定めております。

2 都市計画の基本的方針 では、県全体の都市計画の基本的方針である「愛知の都市づくりビジョン」の概要が記載されております。

「都市づくりの理念」として「時代の波を乗りこなし、元気と暮らしやすさを育みつづける未来へ」を掲げ、続いて「都市づくりの基本方向」として、1つ目は「暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換」、2つ目は「リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進」、3つ目は「力強い愛知を支えるさらなる産業

集積の推進」、4つ目は「大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保」、5つ目は「自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進」を記載しております。

3 都市計画の目標 では、はじめに基本理念として、「リニア開業によるインパクトを活かし、多様な産業と高次の都市機能が集積した世界へ飛躍する都市づくり」を目指すこととしております。

次に「都市づくりの目標」では、先ほど申し上げました都市づくりビジョンの5つの基本方向に基づき、目標を掲げております

1つ目の「集約型都市構造への転換」では、○主要な鉄道駅周辺などの中心市街地や生活拠点となる地区を拠点として都市機能の集積、○都市機能が集積した拠点およびその周辺や公共交通沿線の市街地には多様な世代の居住を誘導、○人口密度が低い集落地などでは、日常生活に必要な機能の立地や地域住民の交流・地域活動などを促進する場の形成などが目標として記載されております。

2つ目の「リニア新時代に向けた対流の促進」では、○リニア中央新幹線開業を活かした都心部への多様な高次都市機能の集積、名古屋駅のスーパーターミナル化、○名古屋城や行祭事・イベントなどの地域資源を活かした地域づくりを進め、様々な対流を促進し、にぎわいの創出、○リニア名古屋駅と中部国際空港とのアクセス利便性の向上や広域交通体系による中部国際空港との連携強化などが目標として記載されております。

3つ目の「力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進」では、○県営名古屋空港周辺や名古屋港臨海部などに航空宇宙産業をはじめとする次世代産業の集積を高める工業系市街地の形成、○既存工業地周辺や広域交通の利便性が高い地域などに新たな産業用地の確保、○都心部に高次都市機能を集積することにより、国際的・広域的なビジネス拠点・交流拠点の形成、○広域幹線道路網の充実や空港、港湾、高速道路IC、産業集積地などへのアクセス道路の整備を推進などが目標として記載されております。

4つ目の「大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保」では、○名古屋港周辺や木曽川、庄内川周辺などの浸水、東部の土砂災害が想定されるなどの災害危険性の高い地区では、施設の整備状況等を踏まえ、土地利用の適正な規制と誘導、○都市基盤施設の整備や耐震化を推進し、市街地の災害の防止または軽減、○都市計画道路の整備や交通安全対策を推進し、また歩行経路のバリアフリー化などを進め、安全安心に移動できる都市空間の形成などが目標として記載されております。

5つ目の「自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進」では、○農地や緑地では無秩序な開発を抑制するなど、適正な土地利用の規制・誘導を図り、豊かな自然環境を保全、○自動車に過度に頼らない集約型都市構造への転換、建築物の低炭素化、緑地の保全や緑化の推進を実施し、都市部における低炭素化などが目標として記載されております。

続いて、「将来都市構造図」では、都市の拠点や土地利用、都市施設の将来像を示されております。○名古屋都心部には、様々な高次の都市機能が集積し、様々な交流を生む広域拠点を、○津島駅、新瀬戸駅および弥富駅周辺には、商業・業務・医療、行政などの都市機能の集積を目指す都市拠点を、○リニア中央新幹線・東海道新幹線名古屋駅周辺と県営名古屋空港周辺は、広域的な交流拠点を、○名古屋港には広域的な交流物流拠点の形成を目指すとされています。

続いて、4 区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針 でございます。最初の項目の「区域区分の有無」でございますが、区域区分とは市街化区域と市街化調整区域とに区分することとありますが、名古屋都市計画区域は、中部圏開発整備法における都市整備区域を含んでいるため、都市計画法第7条1項により区域区

分を定めることとなっております。

次に「区域区分の方針」でございますが、将来人口に関しては、名古屋都市計画区域と尾張及び知多都市計画区域で構成されます尾張広域都市計画圏を設定しまして、平成42年の都市計画区域内人口を約502万人、市街化区域内人口を約436万人と想定されています。

また、産業に関しては、平成42年の県内総生産額を約44兆円と想定されています。

人口につきましては、平成32年頃にピークに達すると見込まれていますが、社会増・世帯分離などにより世帯数は増加する見込みであり、新たな住宅系市街地が必要となると見込んでいます。

また、産業につきましては、県内総生産は今後も増加するとの見込みであり、新たな産業系市街地が必要となると見込んでいます。

今後の市街化区域の編入は、住居系市街地については、この想定した人口の範囲内で、産業系市街地については、想定した産業規模の範囲内で行うこととされています。

そして、5 主要な都市計画の決定等の方針 でございます。1番目の「土地利用」につきまして、住宅地については、公共交通の利用しやすい鉄道駅やバス停、市役所などの徒歩圏を中心に住宅地を配置すること。商業地については、中心市街地や生活拠点となる地区に都市機能の集約を進め、集約型都市構造への転換を図ること。工業地については、東名高速道路、東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道、東海環状自動車道のインターチェンジ周辺や名古屋港の臨海部など、交通の利便性が高く物流の効率化の図られる地域や既に工場が集積している工業地の周辺に配置すること。などが方針として記載されております。

「都市施設」では、交通施設の方針として、○東名、伊勢湾岸自動車道など広域交通ネットワークを活かした質の高い交通環境の形成・充実、○公共交通の利用を促進、公共交通結節点の機能強化・充実、○県営名古屋空港は、コンピューター航空、ビジネス機の拠点化の推進、○名古屋港は、「国際産業戦略港湾」として魅力ある交流空間の形成、○南海トラフ地震などに備えるため、災害に強い交通体系の構築に向けた道路網の形成、などが方針として記載されております。

次に、下水道及び河川等の方針として、○下水道の整備を積極的に促進するとともに、下水処理の高度化や合流式下水道の改善を促進、○浸水被害を防止するため、河川の整備、河川管理施設の機能強化を推進、○新川流域・境川流域では流域水害対策計画に従い、浸水被害対策を実施、○南海トラフ地震など大規模地震に備え、河川施設や海岸保全施設の耐震化、○東部の丘陵地を中心に、土石流、がけ崩れ、地すべりなどによる土砂災害を防止し、土砂災害対策を推進、などが方針として記載されております。

「市街地開発事業」では、市街地開発事業の方針として、○土地区画整理事業については、自然環境との調和に配慮した都市的な土地利用の増進と良質な住宅地や工業地の供給を促進、○市街地再開発事業については、中心市街地や鉄道（軌道）駅周辺を中心に土地の有効活用や高度利用が可能となるよう、民間活力を最大限に活用して都市機能の更新を促進、などが方針として記載されております。

最後に4番目の「自然的環境の整備又は保全」では、○都市公園をはじめ、樹林地、市街地周辺の農地、河川の水辺など、住民にとって身近な自然的環境の整備や保全を促進、○ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全、災害時の避難経路の確保といった観点から、自然的環境インフラネットワークを形成、などが方針として記載されております。

改めて申し上げますが、愛知県が「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定めるための手続きとして、関係市町村に意見を求めているものであります。

以上で、「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る意見について」の説明とさせていただきます。

続きまして、諮問第2号「名古屋都市計画区域区分の変更に係る意見について」ご説明申し上げます。

名古屋都市計画区域区分の変更について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画の決定権者である愛知県より本町の意見を求められておりますので、ご審議をお願いするものですのでよろしくお願い致します。

議案書では 5ページから12ページ までとなっています。

区域区分とは、市街化区域と市街化調整区域の区分のことをいいます。いわゆる線引きといわれるものです。

10ページの理由をご覧ください。豊山町に関係するものとしましては、一番下の黒ボツにございます名古屋空港周辺小道地区の市街化区域への編入であります。

この地域は、かつては空港区域であったものが、中部国際空港への空港機能の移転に伴い、空港区域より除外された地区であります。(平成23年12月に)国際戦略総合特区「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」として国から指定を受け、(平成26年3月に)民間航空機の生産・整備拠点を整備するために本町が定めた名古屋空港周辺小道地区計画に基づいた計画的な市街地が形成された区域として、町より県に市街化区域への編入要望を継続して行ってきたものであります。

11ページは総括図、12ページは名古屋空港周辺小道地区の計画図となっています。

この都市計画は、順調に進めば、平成31年3月中に都市計画決定される予定となっております。

以上で、「名古屋都市計画区域区分の変更に係る意見について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

会長： 説明が終わりましたので、質疑に入ります。はじめに諮問第1号「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る意見について」何かご質問ご意見はありますか。

岩村委員： 参考別冊の5ページで、人口の増加について、豊山町における市街化調整区域がまだありますけども、その変更が人口が増えないということで制限されるということで、将来の豊山町において市街化調整区域が開発したいというときにでも、この計画はこのままでいくとそれもちょっと叶わないことになるのかなというところはどうなんでしょう。

事務局(高桑)： はい、会長。こちらにございます区域の人口につきましては愛知県の方で推計された人口及び産業のフレームでございます。これでいけば、まだ共に増加するというふうに見込まれておりますので、それに必要な市街化区域への編入については、この範囲内で必要に応じて認めていくという方針で理解していただければよろしいかと思えます。

豊山町の市街化調整区域の開発につきましては、必要な都市計画法等の法令に沿った開発であれば、開発は可能となっておりますし、将来的に、編入するということが可能であるというふうと考えております。

会長： よろしいですか。

岩村委員： はい。

会 長： ほかよろしいでしょうか。続きまして、諮問第2号「名古屋都市計画区域区分の変更に係る意見について」何かご質問ご意見はありますか。よろしいでしょうか。

質疑もないようですので、諮問第1号「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る意見について」、諮問第2号「名古屋都市計画区域区分の変更に係る意見について」ご異議がないものと認めまして、答申してよろしいでしょうか。

(委員)： 異議なし

会 長： ありがとうございます。諮問第1号「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る意見について」、諮問第2号「名古屋都市計画区域区分の変更に係る意見について」ご異議がないものとして認めまして、答申します。

会 長： 続きまして、議案第1号「名古屋都市計画用途地域の変更について」事務局より説明をお願いします。

事務局（高桑）： 議案第1号「名古屋都市計画用途地域の変更について」ご説明申し上げます。

はじめに、資料No.1の2枚目をご覧ください。これからご説明申し上げます議案第1号「名古屋都市計画用途地域の変更について」をはじめ、議案第2号「名古屋都市計画地区計画の変更について」、議案第3号「名古屋都市計画下水道の変更について」は、豊山町が都市計画決定する手続きとしまして、昨年12月7日に住民説明会を開催しました。議案第2号の地区計画の変更案件のみにつきまして、地区計画区域内の地権者等を対象にした都市計画法第16条に基づく「都市計画の原案の縦覧及び意見書の受付」を9月4日から18日まで行いました。その後、3案件とも都市計画の案として11月13日から27日まで都市計画法第17条に基づき、一般住民を対象に「都市計画の案の縦覧及び意見書の受付」を行いました。そして本日、赤枠で着色しています都市計画審議会となります。

名古屋都市計画用途地域の変更について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、豊山町都市計画審議会に付議したものでございますので、ご審議をお願いするものです。よろしく申し上げます。

議案書では13ページから18ページまでとなっています。

用途地域とは、都市内における住居、商業、工業その他の用途を適切に配置することにより、機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成等を図るため、土地利用上の区分を行い、建築物の用途、密度、形態等に関する制限を設定するものです。用途地域の種類としましては13種類の用途地域があります。住居系が8用途、商業系が2用途、工業系が3用途、この中から指定するものでございます。

16ページの理由をご覧ください。名古屋空港周辺小道地区の市街化区域への編入に伴い、将来の土地利用計画、周辺の土地利用の状況及び都市施設の整備状況等を総合的に勘案し、適切な用途地域を指定するものであります。

名古屋空港周辺小道地区は、地区計画に基づき計画的に航空宇宙関連工場の整備が図られていることから工業地域を指定します。

15ページは、変更後の豊山町のそれぞれの用途地域の内訳を一覧表としたものです。

17ページは全体を表した総括図、18ページは名古屋空港周辺小道地区の計画図

となっています。

また、本日お配りした資料No.1は計画書の新旧対照表となっております。変更後は工業地域となります。

この都市計画の案につきましては、11月13日から11月27日までの2週間、一般の縦覧に供しましたところ、縦覧者は1名、意見書の提出はございませんでした。

今後のスケジュールといたしましては、本日の町都市計画審議会にお諮りし答申をいただきましたら、愛知県に同意の協議を行います。

その後、愛知県より回答をいただきましたら、愛知県の区域区分の都市計画決定の告示日と同日に告示を行い、工業地域として決定していきます。

以上で、「名古屋都市計画用途地域の変更について」の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

会長：説明が終わりましたが、何かご質問ご意見はありますか。

質問もないようですので、ここで採決させていただきます。

議案第1号「名古屋都市計画用途地域の変更について」原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

(全員賛成)

会長：ありがとうございます。議案第1号「名古屋都市計画用途地域の変更について」は原案のとおり可決しました。

続きまして、議案第2号「名古屋都市計画地区計画の変更について」事務局より説明をお願いします。

事務局（高桑）：議案第2号「名古屋都市計画地区計画の変更について」ご説明申し上げます。

名古屋都市計画地区計画の変更について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、豊山町都市計画審議会に付議したものでございますので、ご審議をお願いするものです。よろしく申し上げます。

議案書では19ページから25ページまでとなっています。

23ページの理由をご覧ください。

区域区分の変更（これは名古屋空港周辺小道地区の市街化区域への編入）及び用途地域を工業地域へ指定することに伴い、地区計画を定める以前に建築物があり、地区整備計画区域から除外した区域1.2haについて、将来にわたって、地区計画の目標となる「臨空港都市として先端産業振興の拠点となる良好な工業団地の形成」を図っていくため、地区計画区域全体を地区整備計画区域に変更するものです。

24ページには総括図、25ページは地区計画の計画図となっています。

地区計画の変更内容について説明いたします。議案書の22ページ及び本日配布しました資料No.2の新旧対照表をご覧ください。

地区計画とは、地域の特性に応じて、道路、公園などの地区施設や建築物等の整備、土地利用についての計画を地域の意向を反映しながら都市計画に定め、これに沿って開発や建築行為を規制誘導することにより、良好な環境の街区を整備し、保全を図るもので、都市計画法に定められた制度です。

地区計画の特徴としては、①地区レベルの詳細な計画が可能であること。②地域のみなさんの意向を計画に取り入れることが可能であること。③計画決定の主体が市町村であることから、地区の実情を反映することが可能であること。が挙げられます。

当該地域の地区計画は平成26年3月28日に町が都市計画決定しました。今回の

区域区分の見直しにより用途地域を「工業地域」として市街化区域へ編入されることに伴い、資料No.2の新旧対照表のとおり地区整備計画区域の面積から除外していた区域1.2haを含めて約9haに変更するものです。

また、建築物の用途の制限に、新たに事務所を加えるものです。それ以外の地区計画で定めた内容についての変更はありません。

資料No.2の新旧対照表の2ページ目をご覧ください。右側の旧欄にお示ししていますように、地区整備計画区域から除外している区域（白抜きとなっているところ）を地区整備計画区域に含めます。

通常ですと、地区計画区域と地区整備計画区域は一致させることが多いのですが、地区計画を決定する時点で、既に食品工場と国の空港レーダー施設が立地していた、この区域については、地区整備計画区域からは除外することとしました。これは、既に別の用途で利用されており、地区整備計画に含めて建築物に関する制限を適用させるのは適切ではないと判断したからです。

今回、市街化区域に編入し、用途地域を工業地域とする予定ですが、このまま地区整備計画区域から除外したまま、市街化区域へ編入し、用途地域を工業地域とした場合、地区計画に適合しない土地利用が行われる恐れがあることから、市街化区域編入と同時に除外していた区域を地区整備計画区域に変更するものであります。

この都市計画の案につきましては、2回の縦覧を行いました。1回目は関係者縦覧として9月4日から9月18日、2回目は一般縦覧として11月13日から11月27日までの2週間です。縦覧結果としては、1回目の地権者等縦覧の縦覧者は2名、2回目の一般縦覧の縦覧者は1名、2回の縦覧とも意見書の提出はございませんでした。

今後のスケジュールといたしましては、本日の町都市計画審議会にお諮りし答申をいただきましたら、速やかに愛知県に同意の協議を行います。

その後、愛知県より回答をいただきましたら、愛知県の区域区分の都市計画決定の告示日と同日に、議案1号の用途地域の変更とあわせて告示を行います。

以上で、「名古屋都市計画地区計画の変更について」の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

会長： 説明が終わりましたが、何かご質問ご意見はありますか。

宇佐見委員： 今、新旧対照表ですかね、資料No.3のところの説明で、新しい方に建築物等の用途の制限に事務所を加えるとありますが、これは今回の1.2haに留まらず、全体の9.0ha全てが事務所が可能となるということでしょうか。

事務局（高桑）： ただいま本人からのご質問のとおり、地区整備計画全てにおいて、これまでは航空機日本標準産業分類大分類E製造業に分類される航空機・同附属品製造業に限る工場及びそれに関連する研究開発施設についての建築が可能でしたが、それに加えまして事務所の建築も全区域において可能になるということでございます。

宇佐見委員： 今回入れることによって、具体的な計画で事務所を入れないと支障が生じるということがあったのでしょうか。抽象的に入れるのではなくて、なにか具体的な事例があつてこういう対応をされているのでしょうか。

事務局（高桑）： 今回、地区計画の変更を進めるにあたりまして、地権者の方々のところへもご説明

にあがりました。そのご説明に伺った中で、今の地区計画で認めている工場及び関連研究施設に加えて事務所も事業運営上、建築したいというご要望をいただきました。それに伴いまして、事務所の追加を判断致しまして、今回の変更に合わせて加えさせて頂いた経緯でございます。

宇佐見委員： 今、その2号にですね、「前号の建築物に附属するもの」と記載されているのですが、ここでは読めないという理解でよろしいのでしょうか。

事務局（高桑）： 建築基準法上で定めております研究開発施設に、設計事務所というような事務所は入らないということでございましたので、新たに事務所ということで追記させていただくという判断でございます。

宇佐見委員： わかりました。

会長： ほかよろしいでしょうか。質問も終わったようですので、ここで採決させていただきます。

議案第2号「名古屋都市計画地区計画の変更について」原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

(全員賛成)

会長： ありがとうございます。議案第2号「名古屋都市計画地区計画の変更について」は原案のとおり可決しました。

続きまして、議案第3号「名古屋都市計画下水道の変更について」事務局より説明をお願いします。

事務局（加藤）： 議案第3号「名古屋都市計画下水道の変更について」ご説明申し上げます。

名古屋都市計画下水道の変更について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、豊山町都市計画審議会に付議したものでございますので、ご審議をお願いいたします。

議案書では26ページから31ページまでとなっています。

まず始めにこれまでの経過についてご説明します。

町の健全な発展と生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に寄与することを目的として、平成12年10月に都市計画決定を行い、平成13年度に事業着手、平成20年3月に一部供用開始を行いました。

現在、供用開始区域の拡大に向け順次整備を進めています。

次に名古屋都市計画下水道変更の必要性についてご説明します。

今回の変更は、小道地区約9haの市街化区域編入に伴い、都市基盤施設である下水道の整備を円滑に行うため、排水区域として雨水、汚水ともに追加するものです。

次に都市計画変更事項についてご説明します。

議案書の28ページ及び本日配布しました資料No.4をご覧ください。今回変更しますのは、2.排水区域のみです。2.排水区域について、雨水面積・汚水面積ともに約9haを追加し、約373haに変更します。

議案書の29ページは都市計画変更の理由です。読み上げさせていただきます。

「豊山町公共下水道は平成12年10月に名古屋都市計画下水道として決定し、平

成13年10月に事業着手を行い、鋭意整備に努めてきた。今回、新たに小道地区を市街化区域とする手続きを進めていることから、当該区域約9haについて、都市の基盤施設である下水道を整備し、都市の健全な発展に寄与するため、同区域を排水設備として追加するものである。」としています。

議案書の30ページは雨水の総括図、31ページは汚水の総括図で今回変更する排水区域を示したものです。

この案件につきまして、11月13日から11月27日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、縦覧者は2名で、意見書の提出はありませんでした。

今後のスケジュールにつきましては、本日の豊山町都市計画審議会にお諮りし答申をいただきましたら、愛知県に同意の協議をいたします。

その後、愛知県より回答をいただきましたら、3月に告示できるよう進める予定です。

以上で、「名古屋都市計画下水道の変更について」の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

会長：説明が終わりましたが、何かご質問ご意見はありますか。

質問もないようですので、ここで採決させていただきます。議案第3号「名古屋都市計画下水道の変更について」原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

(全員賛成)

会長：ありがとうございます。議案第3号「名古屋都市計画下水道の変更について」は原案のとおり可決しました。

続きまして、次第の4「報告事項」に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局(高桑)：それではお配りいたしました参考資料No.3をご覧ください。豊山町都市計画マスタープランの改訂についてという資料でございます。

現行の豊山町都市計画マスタープランは、平成31年度までを計画期間として、平成20・21年度の2年間をかけて、平成22年3月に策定しました。

本マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として豊山町がとりまとめたものです。

現在、改訂が進められている町の上位計画である「豊山町第4次総合計画」や愛知県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の計画との整合を図り、概ね20年後の都市が目指すべき姿を展望しながら、概ね10年を目途とし、それを実現していくための新しいまちづくり方針となるよう、見直しを行うものです。

都市計画マスタープランの構成(案)と期間としましては、構成は、「豊山町の現況と課題」「全体構想」、「地域別構想」とします。期間は、2020年度から2029年度までの10年間とします。

マスタープラン改訂の方法としましては、職員に加えて、学識者、公募町民等からなる豊山町都市計画策定委員会(別紙)を組織し、検討を進めます。様々な現実を日々実感している町民の意見や願いをしっかりと汲み上げるため、町民の意向をアンケート調査します。

また、地域別構想に関しては、公募町民等により構成される地域別懇談会を平成31年2月から7月までに4回開催し、ワークショップ方式により、地域の特性や課題、地域ごとのまちづくりのアイデアを抽出したうえで、構想の策定を行います。

こうした過程を経たまちづくりの構成（案）について、意見や提言を可能な限り反映させるため、パブリックコメントを実施したうえで、豊山町都市計画審議会に諮問します。

4番目には作業スケジュールについて挙げさせていただいております。町民意向調査につきましては、11月、12月において現在実施しております。都市計画策定委員会につきましては、年明けの1月から翌年32年の3月までの間に5回程予定しております。ワークショップ形式による地域別懇談会については、年明け2月から7月までに4回程度予定しております。来年の秋頃から翌32年3月にかけては、パブリックコメントの前に1回、最終的なマスタープランの策定決定の前にもう1回、都市計画審議会を2回程予定したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。そして最終的には平成32年3月に改訂版を公表してまいりたいと考えておりますので、宜しく申し上げます。

会 長： 説明が終わりましたが、何かご質問ご意見はありますか。
質問もないようですので、次第の5「その他」に入ります。
事務局より説明をお願いします。

事務局（加藤）： それでは、下水道事業についてご説明申し上げます。

参考資料 No.4 をご覧ください。本町の下水道事業は、愛知県が進めている新川流域下水道計画の中に位置付けられており、隣接する北名古屋市とともに新川東部処理区の関連公共下水道事業として実施しています。

豊山町の下水道計画区域は、市街化区域と、その周辺で一体的に整備することが望ましい区域としております。

平成22年度にご審議いただきました区域区分の見直し、上位計画である名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画等にあわせて計画区域の見直しを行い、399.7haに変更しております。ピンク色で着色してあります区域が本町の下水道計画区域です。

都市計画決定につきましては、現在黒色点線で示しております市街化区域364haを排水区域として定めておりますが、先ほど説明しました青色で着色しております小道地区9.0haを追加しますと約373haとなります。

整備計画につきましては、平成13年10月に最初の事業認可を受けました。その後、事業の進捗に伴い、平成18年、23年、28年に整備区域を追加する事業計画の変更を行いました。

また、下水道整備の早期概成を目指し、平成29年2月に今後10年間で86.0haを整備する重点アクションプランを策定しました。

下水道の整備につきましては、平成14年度より進めております。平成19年度末に供用開始し、現在は黄色で着色してあります区域198.3haについて供用開始をしております。

また、緑色で着色してあります区域10.8haについては今年度整備をいたしますが、この区域は平成30年度末に供用開始する予定です。

今後は、重点アクションプランに基づき未普及地域を解消するため、赤色で着色してあります整備計画区域67.7haについて平成38年度末の完了を目指し鋭意整備を進めてまいります。

以上で参考資料No.4下水道事業の説明とさせていただきます。

会長：説明が終わりましたが、何かご質問ご意見はありますか。

岩村委員：下水道の区域でまだ全体の計画をどのように見通しているのかということと、今回の給食センターをどうされるのか、お聞きしたいと思います。

事務局(加藤)：以前、財政計画上で下水道整備を何年度までにできるのかということで作ったときには、平成52年末までかかるというふうに試算しております。

2番目にご質問いただきました給食センターにつきましては、市街化調整区域にある建物となってきますので、下水道には繋がらない予定になっております。

岩村委員：繋がらないということは私はどうかと思います。公共施設、役場もそうなんですけど、なるべく下水道は早く、災害時には拠点になるところですので、そういう観点で今一度考えていただけたらと思います。市街化調整区域ですので、難しいことは重々承知しておりますけれども、そこに建てることを決めたわけですから、その点も含めて検討をお願いしたいと思います。

宇佐見委員：小道地区9.0haの部分の整備はいつ頃予定していますか。

事務局(加藤)：現時点ではまだいつまでに整備するかは決めておりません。

宇佐見委員：施設の立地とかそういった兼ね合いということでしょうか。

事務局(加藤)：先程説明しましたとおり、まだこの区域まで下水道が整備されてきていないので、近くまで整備された時点では、繋いでいただくように事業所をお願いしていくと思います。

高桑委員：例えば大地震が起きたとき、土地の液状化についてですが新聞を見ると小牧や犬山はその液状化現象の区域に入っているということが書いてありましたけれども、豊山町の場合

は液状化の区域の中に入っているのでしょうか。

事務局（菊地）： 今のご質問につきましては、当会議のあとに耐震関係の資料がございますので、改めてご説明させていただくということによろしいでしょうか。

会 長： よろしいでしょうか。

高桑委員： はい。

会 長： ほかによろしいでしょうか。ほかに質問もないようですが、この機会に委員の皆様何かございますか。

会 長： それでは、長時間にわたりましてご熱心に討議いただきましてありがとうございます。皆様のおかげで、本日の議題について滞りなく終了することができました。今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。

司 会： 会長はじめ委員の皆様方、ありがとうございます。最後に町長より一言ご挨拶させていただきます。

（町長あいさつ）

町 長： 皆様ご苦労様でした。本日は、熱心なご審議をいただき誠にありがとうございました。町民の皆様のご協力を頂きながら、魅力ある豊山町のまちづくりをしっかりと進めていきたいと考えております。

本日、ご報告させていただきました事案につきましても、精力的に進めて参りますので、今後とも審議会の運営についてよろしくご協力をお願いいたします。

どうもありがとうございました。

司 会： ありがとうございます。委員の皆様、本日は大変お疲れ様でした。

（閉 会）

上記のとおり平成30年度第1回豊山町都市計画審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席者1人が署名する。

平成30年12月18日

会 長 青 山 克 己

署名人 高 桑 峯 夫